

議第7716号

産業廃棄物処理施設の計画 (建築基準法第 51 条ただし書の規定による特定行政庁の許可)

名 称	位 置	面 積	事 業 主 体	備 考
株式会社春江 エコアース	東京都江東区 新木場四丁目地内	約 0.32ha	株式会社春江	処理能力 廃プラスチック類 破碎 約 383.65 t / 日 (24 時間) 木くず 破碎 約 595.68 t / 日 (24 時間)

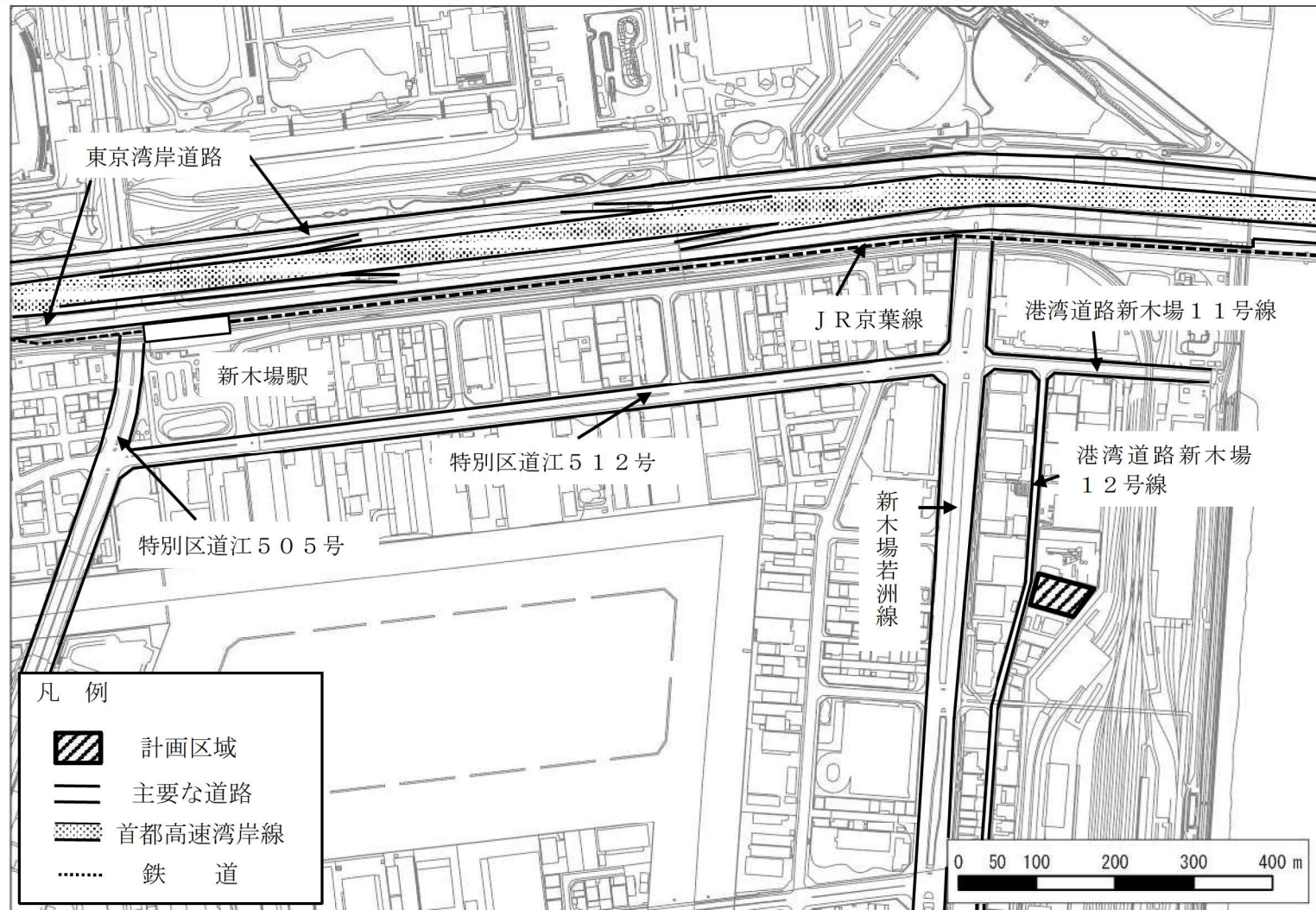
「位置は、計画図表示のとおり」

理 由： 最終処分に至るごみの減量及びリサイクルの向上を図るため、新たに廃棄物処理施設を建設し、破碎機を増設する。そのため建築基準法第 51 条ただし書の規定により、本施設の計画が都市計画に支障があるか否かについて、東京都都市計画審議会に付議する。

建築概要

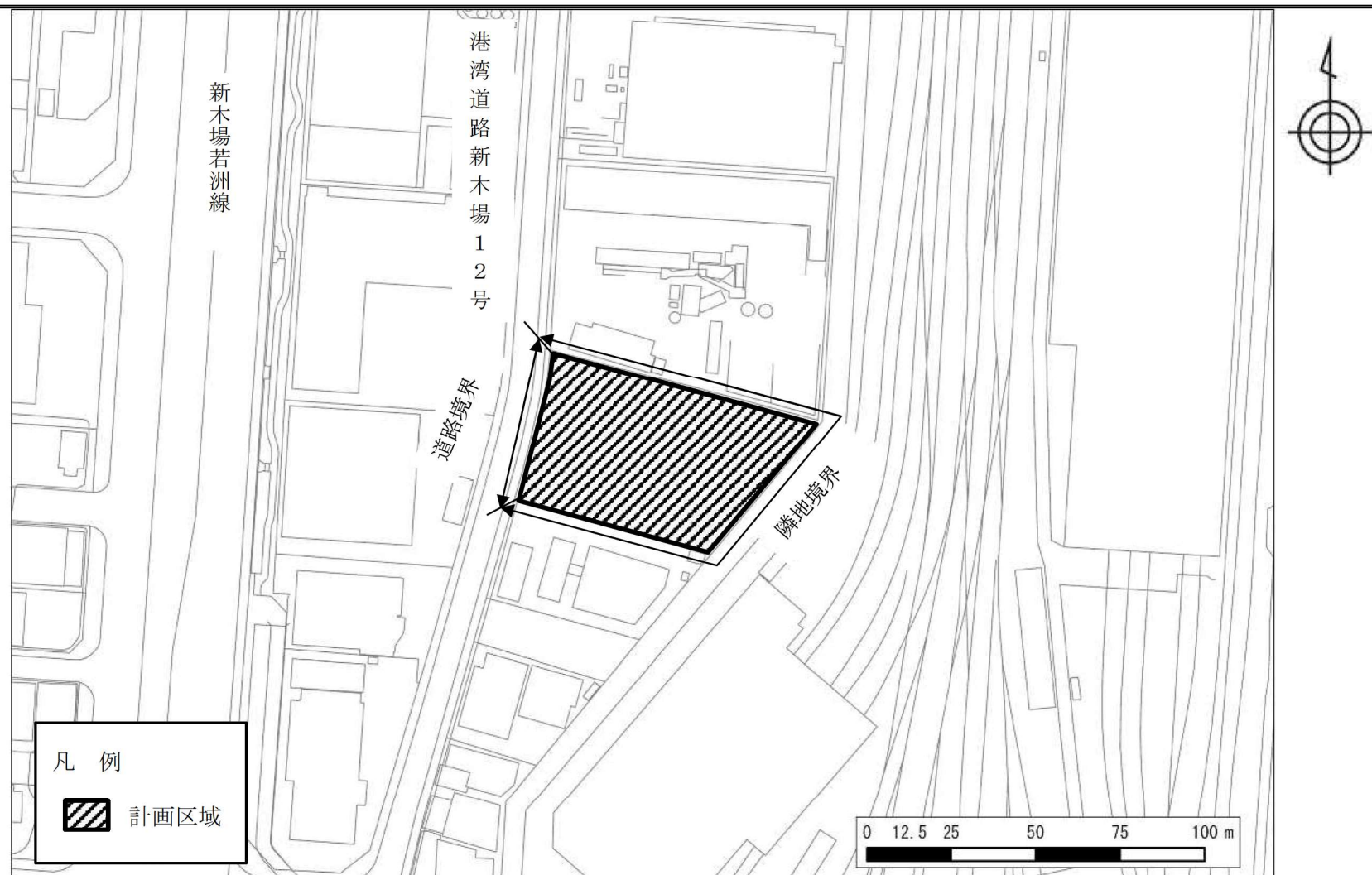
名 称	事 項						備 考
株式会社春江 エコアース	構 造	洗 車 場	(既存)	鉄骨造	地上 1 階		
		倉 庫	(既存)	鉄骨造	地上 2 階		
		廃棄物処理施設	(新設)	鉄骨造	地上 2 階		
	建築物の高さ	約 12m					
	敷地面積	約 3,200 m ²					
	建築面積	約 1,500 m ²					
	延床面積	約 1,800 m ²					

株式会社春江 エコアース 位置図



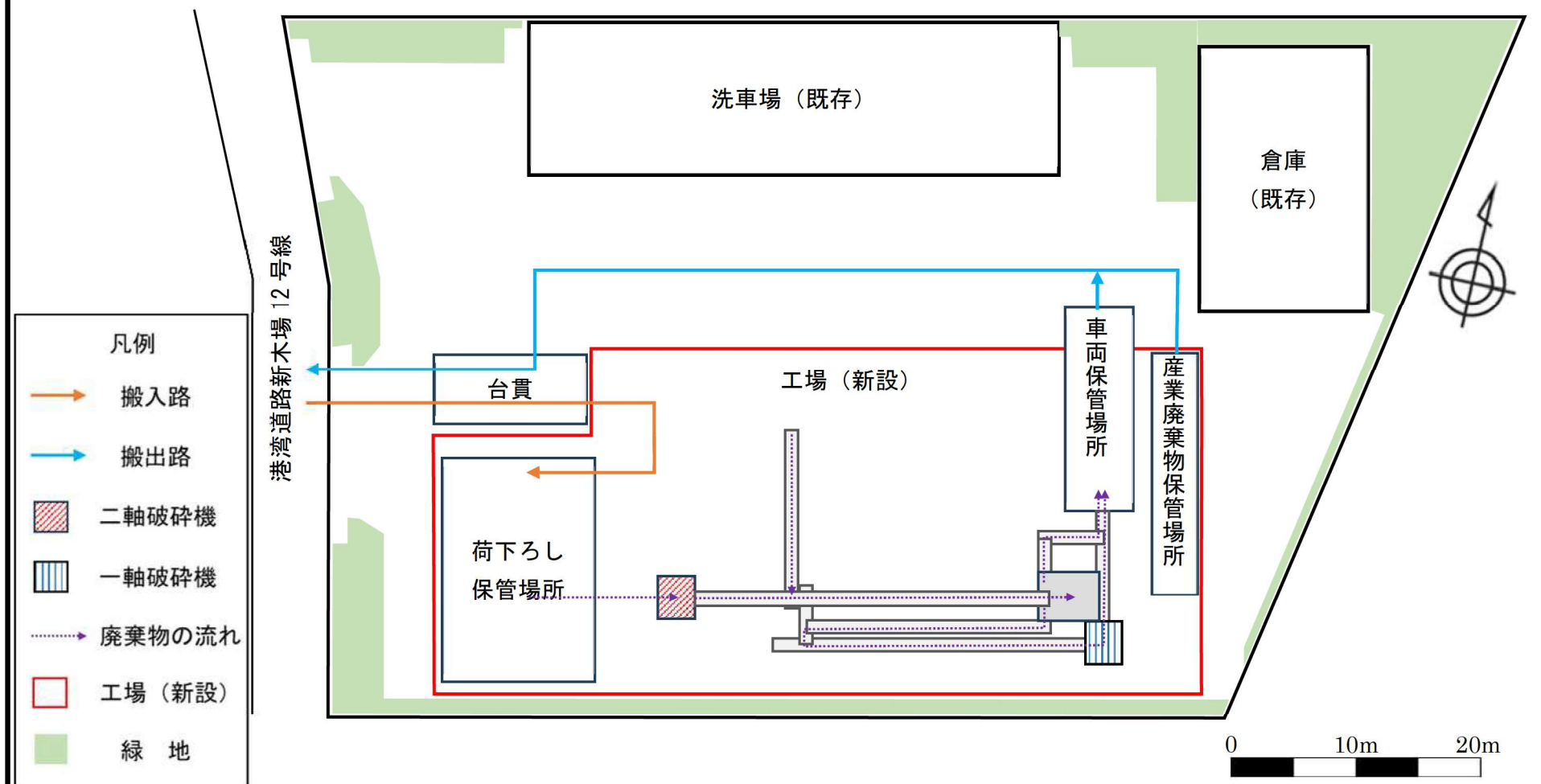
この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7都市基交第 668 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 「(承認番号) 7都市基交第 668 号、令和 7 年 7 月 2 日、7都市基街都第 101 号、令和 7 年 6 月 11 日」

株式会社春江 エコアース 計画図



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7都市基交第 668 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
「(承認番号) 7都市基交第 668 号、令和 7 年 7 月 2 日、7都市基街都第 101 号、令和 7 年 6 月 11 日」

株式会社春江 エコアース 参考図1 (施設配置図)



株式会社春江 エコアース 参考図 2 (外観図)



北西方面から望む